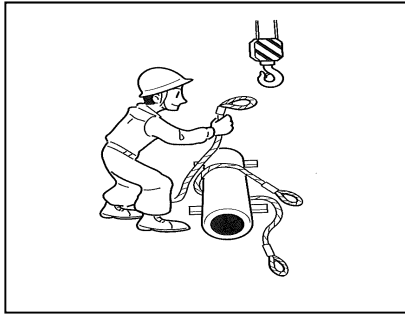


# 【技能講習】

## 玉掛け技能講習（15時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第462号)  
(登録有効期間満了日：平成34年5月23日)  
一般社団法人北海道林業機械化協会  
札幌市中央区北4条西4丁目1伊藤ビル6F  
(TEL011-251-0708,FAX011-251-0710)

労働安全衛生法では、制限荷重が1トンの揚貨装置又は  
つり上げ荷重が1トンのクレーン、移動式クレーン若しくは  
デリックの玉掛けの作業には、所定の玉掛け技能講習の修了し

た人でなければ就くことができません。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、本講習を実施しています。  
受講者が10人程度いましたら『出張講習』を行います。ご一報をお待ちしています。

### 1 受講資格

本講習は、次の受講資格を有する人に対し、講習科目の一部免除により実施します。

- (1) クレーン・移動式クレーン・デリック又は揚貨装置のいずれかの運転士免許を受けた人
- (2) 床上操作式クレーン又は小型移動式クレーンのいずれかの技能講習を修了した人

### 2 講習カリキュラム

科目	講習内容	講習時間
学科	・クレーン、移動式クレーン、デリックおよび揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識	1時間
	・クレーン等の玉掛けの方法	7 〃
	・労働安全衛生法、令、規則及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 〃
	小 計	9時間
実技	・クレーン等の玉掛け	6時間
	小 計	6時間
	計	15時間

### 3 講習日程

- ・ 第1日目 学科： 7 時間
  - ・ 第2日目 〃： 2 〃
  - ・ 第3日目 実技： 6 時間
- ※学科講習修了後に学科試験(約1時間)を行います。  
※実技講習修了後に実技試験(約2時間)を行います。

### 4 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付して下さい。

- (1) 「1 受講資格」に該当する免許証等の写し
- (2) 写 真： 顔写真(縦3.0cm×横2.5cm)1枚(裏面に氏名をご記入願います。)
- (3) 受講料： 23,000円(税込・教本代込 令和2年4月1日～)

### 5 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、皮手、作業靴、雨具(防寒具)等を持参してください。

- 6 修了証の交付 修了試験に合格された人に、後日、当協会が「修了証」を交付します。